



～持続可能な地域づくりを目指して～

地域活動を応援する各種支援事業

令和8年度

京丹後市 市長公室 地域コミュニティ・にぎわいづくり課

峰山市民局・大宮市民局・網野市民局・丹後市民局・弥栄市民局・久美浜市民局

目次

- 1. 自治組織活動支援事業 … P2
 - (1) 地域振興交付金
 - (2) 区長連絡協議会運営事業交付金
- 2. コミュニティ支援事業 … P3~
 - (1) 集会施設整備補助金
 - (2) 施設修繕・村おこし事業補助金
 - (3) コミュニティビジネス応援補助金
- 3. 新たな地域コミュニティ推進事業 … P5
 - (1) 地域コミュニティ活動交付金
 - (2) ふるさと納税活用型地域プロジェクト事業補助金
- 4. その他事業 … P6~
 - (1) 地域協働型小規模公共事業
 - (2) LED防犯灯設置事業
 - (3) 自主防災組織補助金
 - (4) 古紙回収団体補助金
 - (5) 移住促進・空家改修支援事業費補助金
 - (6) 若者U・Iターン住宅取得等応援補助金
 - (7) 結婚新生活支援補助金
 - (8) 子育て環境整備応援プロジェクト補助金
- 5. 京都府事業 … P10~
 - (1) 京のむらづくり推進事業
 - ① 農村地域再構築推進事業
 - ② 農村地域再構築整備交付金
 - ③ 参加型住民（地域外ファン）づくり事業
 - ④ 農村型地域運営組織形成推進事業
 - ⑤ 地域活力づくり事業
 - (2) 府民協働型インフラ保全事業

1.自治組織活動支援事業

(1) 地域振興交付金 (令和8年度予算 123,732千円) 【地域コミュニティ・にぎわいづくり課】

市民が自主的かつ主体的に行う住民自治活動を尊重及び支援し、市と地域との協働を推進するため、各町区長連絡協議会等に交付金を交付。

(用途)

- ・文書配付その他の市からの依頼に基づく取扱事務
- ・地域生活環境の整備
- ・地域福祉の向上
- ・安全・安心な地域づくり
- ・市長が必要と認める事業

※算出方法：均等割 200万円＋世帯割5,400円×世帯数

(2) 区長連絡協議会運営事業交付金 (令和8年度予算 2,460千円)

【地域コミュニティ・にぎわいづくり課】

住みよい地域社会の実現に向け、その基盤となる自治会活動の活性化支援及び市と地域との協働を推進するため各町区長連絡協議会に交付金を交付。

用途は、区長連絡協議会の運営費として、主に各協議会での視察研修や会議費等に充てられています。

- ・京丹後市区長連絡協議会 300千円
- ・6町区長連絡協議会 2,160千円

2.コミュニティ支援事業

(1) 集会施設整備補助金 (令和8年度予算 28,804千円) 【地域コミュニティ・にぎわいづくり課】

地域コミュニティ活動拠点となる地区所有集会施設の整備に対して補助金を交付。新築及び改築、増築、購入、改修の各事業があり、世帯数の区分により面積の限度額を設定。

- 補助金額は、〔建築単価（前年度の公立学校補助単価×1.25）×床面積×2/3〕の額と〔補助対象経費×2/3〕の額のいずれか低い額の範囲内。（限度額の範囲内であれば解体経費も対象）
- 修繕事業については、100万円以上の事業費が対象で、補助対象経費の1/3以内を補助（地域まちづくり計画策定地区では、1/2以内の補助）

(2) 施設修繕・村おこし事業補助金 (令和8年度予算 11,000千円) 【各市民局】

①地区が所有する施設（集会施設等）の修繕及び設備の整備に要する経費に対して補助金を交付。

3万円以上100万円未満の事業費が対象で補助対象経費の1/3以内の補助。

（地域まちづくり計画策定地区では1/2以内の補助）※世帯数により増額有

②地区等が行う環境景観づくり活動、防犯防災活動、歴史文化活動、地域間交流活動、地域団体育成活動、地域リーダー育成活動、婚活などに対して補助金を交付。

3万円以上の事業費が対象で、補助対象経費の1/2以内を補助

（地域まちづくり計画策定地区では、2/3以内の補助。補助上限額30万円）

2.コミュニティ支援事業

(3) コミュニティビジネス応援補助金 (令和8年度予算 1,693千円)

【地域コミュニティ・にぎわいづくり課】

新たに取り組むコミュニティビジネスで地域の人材・資源を活用し、地域の課題を解決する事業で、地域に事業効果が還元され、新たな就労機会の創出が期待できる事業の立上げに要する経費を補助。

- 補助対象経費 事業費、事務費のみを対象とし、次の経費は除く。
 - ・ 地域活動団体等の運営に係る経常的な経費（人件費、食糧費）
 - ・ 不動産の取得費又は補償費
 - ・ 公租公課、支払利息、手数料、税理士に支払う費用、用途が特定できない経費等
- 対象者 自治会、任意団体、NPO法人、個人等 ※会社法による会社を除く
- 補助額 対象経費の3分の2以内の額。ただし、100万円を限度（個人にあっては1/4）
- 補助期間 2か年（新たにコミュニティビジネスを起こそうとする年度及び翌年度）
※2か年にかかる場合の上限額は、2か年合計100万円となる。

3.新たな地域コミュニティ推進事業

(1) 地域コミュニティ活動交付金 (令和8年度予算 75,834千円)

【地域コミュニティ・にぎわいづくり課】

地域コミュニティ組織（市内全域で計34組織）が、地域の課題解決や地域振興に主体的かつ柔軟に取り組めるよう交付金により支援を行います。

【ベース】 多様なまなび・つながりづくり事業	【加算①】 持続可能な地域づくり事業	【加算②】 複合型地域プロジェクト事業
若者、女性等の多様な地域住民が集う場づくり及び地域社会を担う人づくりに関する取組に係る経費 ●1,000円/世帯×世帯数 ●小規模加算（人口規模に応じた加算） ●拠点支援10万円（行政財産を除く）	地域マネージャーの設置及び活動に係る経費。地域防災、地域福祉、子育て支援、生涯学習、移住定住の促進等 <u>地域課題の解決</u> に関する取組に係る経費 ●地域マネージャー配置（最大125万円） ●地域課題を解決する事業（15万円）	複数の地域資源及び地域課題を掛け合わせ、 <u>新たな主体の参画を促進しながら行う地域課題の解決</u> に関する取組に係る経費 ●1組織あたり10万円

(2) ふるさと納税活用型地域プロジェクト事業補助金

【地域コミュニティ・にぎわいづくり課】

地域が行うプロジェクトに必要な資金を、ふるさと納税を活用して全国から募り、集まった寄附金を補助金として翌年度に交付します。

4.その他事業

(1) 地域協働型小規模公共事業 【各市民局、管理課】

地区要望のうち小規模な公共事業について、行政と地域が協働して実施優先順位、実施箇所、実施方法等を検討し、市民局と地域住民が主体となって当該事業を速やかに実施することで、安心安全で快適な生活環境の保全及び地区要望の実現促進を図ります。

○市民局実施小規模公共事業（令和8年度予算 84,495千円）

工種：路面・舗装等、側溝、ガードレール及びカーブミラーの補修又は修繕、河川修繕
事業費：130万円以下

○地域実施小規模公共事業（令和8年度予算 20,200千円）

工種：① 路面、側溝等の補修又は修繕 ② 市道環境整備事業（除草作業）

事業費：① 原材料費及び機械借上費の合計額が20万円以下（オペレーター経費及び燃料費除く）

② 1kmあたりに6ℓ以下の混合油を支給

(2) LED防犯灯設置事業 【市民課】

○LED防犯灯設置事業費補助金（令和8年度予算 160千円）

地区要望に基づく集落内のLED防犯灯の新設が対象で、照明器具費（取付金具代を含む）、設置工事費（鋼管柱設置の場合は、鋼管柱設置経費を含む）、電力会社申請手数料などの経費を支援します。

補助対象経費の2/3。ただし、1灯当たりの限度額は、電柱等への共架20千円、鋼管柱設置60千円。

防犯灯設置後の維持管理経費（電気代、修繕料）は地区負担となります。

○LED防犯灯設置工事

※集落間の防犯灯については、地区要望に基づき市が設置します。

4.その他事業

(3) 自主防災組織補助金 (令和8年度予算 2,309千円) 【総務防災課】

災害に強いまちづくりを推進するために、地域住民が自主的な防災活動を行うために設立した防災組織が行う防災資機材の購入等、防災士の資格取得及び地区防災計画・水害等避難行動タイムラインの作成に要する経費に対し、補助金を交付するものです。

■対象者 自治会（2以上の自治会が共同する場合を含む。）を単位として組織した団体（自主防災組織）

■補助額

・防災資機材の購入等

☞ 対象経費の1/2以内の額 ※限度額8万円/組織（単年度）限度額内なら複数回申請可

・防災士の資格取得

☞ 対象経費の10分の10の額、限度額6万円/組織（単年度）年度内の防災士認証登録が必須。

・地区防災計画・水害等避難行動タイムライン作成

☞ 対象経費の10分の10の額、限度額6万円/組織（単年度）

(4) 古紙回収団体補助金 (令和8年度予算 7,000千円) 【生活環境課】

ごみ減量化の促進を図るため、資源として再利用できる古紙等の廃棄物の回収活動を行う団体に対して、補助金を交付するものです。

■対象者 自治会、婦人会、PTA、子ども会、老人会その他営利を目的としない団体
（年間1回以上の古紙回収の実施が必要で、古紙回収団体として登録が必要）

■補助単価 新聞紙・雑誌・段ボール等：4円/kg
雑がみ：6円/kg

4.その他事業

(5) 移住促進・空家改修支援事業費補助金 (令和8年度予算 33,050千円)

【地域コミュニティ・にぎわいづくり課】

地区や移住者等が行う空家の改修などを支援します。また府指定区域は、同額を上乗せします。

○地域受入体制整備促進事業

- ・地域への移住を進めるため、地域団体等が行う移住者受入活動等に要する経費を補助。
- ・対象経費の10分の10以内の額。限度額25万円（府指定区域 限度額50万円）

○移住促進住宅整備事業

- ・移住促進計画に基づくもので、移住者または地域団体が行う空家の改修に要する経費を補助。
- ・対象経費の10分の10以内の額。限度額90万円（府指定区域 限度額180万円）

※下水道供用開始区域内等で、新規排水設備接続工事を実施の場合は上限140万円（府指定区域 230万円）に増額

○空家流動化促進事業

- ・移住促進計画に基づき、空家を移住者に売却等する際の家財撤去に要する費用を補助。
- ・対象経費の10分の10以内の額。限度額5万円（府指定区域 限度額10万円）

(6) 若者U・Iターン住宅取得等応援補助金 (令和8年度予算 1,500千円)

【地域コミュニティ・にぎわいづくり課】

39歳以下のU・Iターン者を対象に住宅改修のための経費を支援。対象経費の2分の1以内の額。限度額30万円

4.その他事業

(7) 結婚新生活支援補助金 (令和8年度予算 5,700千円) 【こども未来課】

新婚世帯を対象に住宅確保のための経費を支援。夫婦の両方が39歳以下の場合は上限30万円ほか。

(8) 子育て環境整備応援プロジェクト補助金 (令和8年度予算6,320千円) 【こども未来課】

《子どもの居場所づくり支援事業》

子どもが安心して過ごすことができる居場所づくり（こども食堂、学習支援、遊び・体験の提供、フリースペース等）を行う事業を支援

■対象者 市内で子どもの居場所づくりに取り組む団体

■補助額 対象経費の10/10以内の額。新設・拡充費は限度額30万円、運営費は限度額24万円。

5. 京都府事業

(1) 京のむらづくり推進事業

① 農村地域再構築推進事業

地域共同活動の省力化を目的とし、以下に係る住民同士の話合い、合意形成をコーディネート。

- ・ 地域の現状の見える化、地域の仕事の棚卸を行い、集落カルテを作成。
- ・ 人口規模を見据えた地域共同活動の合理化・省力化に資する活動計画の作成。
- ・ 上記活動計画の実現に向けた取組を支援し、必要経費を補助。
(対象経費の10分の10以内の額。 交付上限40万円(単独集落の場合は20万円))

② 農村地域再構築整備交付金

- ・ 農業集落内の管理負担軽減のため、営農効率が悪い団地を閉鎖し条件の良い農地への集中投資を支援。
- ・ 農業集落内の合意により「農業上の利用が行われる区域」外に分類された農地面積に応じて補助金を交付。
(農地面積10aあたり7万5千円)

③ 参加型住民(地域外ファン)づくり事業

- ・ 地域共同活動などにコミュニティの一員として参画する参加型住民の増加に向けた活動を支援。
- ・ 対象経費の10分の10以内の額。 交付上限額20万円(連携団体との協働の場合は40万円)

④ 農村型地域運営組織形成推進事業

- ・ 遊休農地解消や高齢者支援など農村型地域運営組織(農村RMO)形成に向けた活動に対する経費を補助。
- ・ 補助対象期間4年間。 対象経費の2分の1以内の額等。 交付上限額1,500万円等(4年間計)

⑤ 地域活力づくり事業

- ・ 地域運営組織が策定した「将来ビジョン」に基づく地域の活力維持・強化に必要な経費を補助。
- ・ 対象経費の2分の1以内の額(過疎化高齢化集落を含む場合は2/3以内)。 上限事業費450万円。

5. 京都府事業

(2) 府民協働型インフラ保全事業（令和8年度） 【丹後土木事務所 企画調整室】

京都府が管理する道路や河川、建物等のインフラにおいて、府民の皆さまが日頃から感じておられる身近な改善箇所を公募し、地域や市町村からの要望とともに、事業箇所を決定する府民協働型の公共事業です。

■募集期間 1次募集分 令和8年4月1日（水）～5月29日（金） ※当日消印有効

2次募集分 令和8年9月頃（予定）

■対象となる施設 京都府が管理する道路（国道・府道）や河川（二級河川）、建物（府立高校）、交通関係（信号機・横断歩道）等の施設

■対象となる整備内容 安心・安全整備
身近な安心・安全につながる小規模な工事（用地買収が必要な提案は対象外）

- ・歩道の段差解消、道路側溝の整備、ガードレールや転落防止柵の設置
- ・河川の土砂浚渫、立木伐採、崩れた護岸の改良
- ・信号機の新設、横断歩道の設置 など

インフラ長寿命化対策

身近なインフラの老朽化や劣化に関する気づきを募集し、必要に応じ調査・補修を実施

- ・舗装のひび割れ、道路法面の崩れ
- ・河川護岸の崩れ、橋梁の柵等の錆
- ・信号柱や標識の錆、路面表示のかすれ など